

平成二十七年六月五日受領
答弁第一四二二号

内閣衆質一八九第二四二号

平成二十七年六月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員緒方林太郎君提出「歴史認識」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緒方林太郎君提出「歴史認識」に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、お尋ねのカイロ宣言は、我が国は当事者ではないが、連合国による政策の宣言であり、ポツダム宣言第八項には「「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク」とあると承知している。

お尋ねの降伏文書は、我が国がポツダム宣言の受諾を確認したものであり、政府としては、同宣言は、日本国との平和条約（昭和二十七年条約第五号）により、連合国との間で戦争状態が終結されるまでの間、連合国による我が国に対する占領管理の原則であったと認識している。